

業界団体 代表者 各位

福岡市長 高島 宗一郎
(財政局技術監理部技術監理課)

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について（通知）

令和6年6月14日に公布された建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）により、建設業法（昭和24年法律第100号）が改正され、建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととされております（以下、「おそれ情報の通知」という。）（建設業法第20条の2第2項 令和6年12月13日施行）。

つきましては、本市の工事において、おそれ情報の通知を下記の通り取り扱うこととしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象工事

全ての建設工事とする。

2. 現場説明書等への記載

以下記載例を参考に、現場説明書等において、おそれ情報の通知について記載するものとする。

（記載例）

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、〇〇局〇〇部〇〇課（※工事担当課名記入）に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

3. 通知方法

おそれ情報の通知は、落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）が落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに別記様式による通知書を提出し、工事担当課がそれを受領することにより行うものとする。

以下記載例を参考に、現場説明書等に提出方法について記載するものとする。

（記載例）

通知書（別紙様式）の提出方法は持参、電子メール、FAXのいずれかによるものとする。

メールアドレス： ○○@city.fukuoka.lg.jp

FAX： 092-○○○-○○○

4. 適用時期

令和7年2月1日以降に起工する工事から適用する。

なお、すでに入札手続き中で、現場説明書等に「2 現場説明書等への記載」の記載がない工事等においても、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、受注者から発注者へ対して書面またはメールの電磁的方法により通知を行うことはできる。

5. 留意事項

- ・ 通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではありません。（提出は必須ではありません。）
- ・ 通知書内の「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いることとしてください。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意してください。）
- ・ 通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができますが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意してください。
- ・ 通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができます。
- ・ おそれ情報の通知の対象となる事象は、建設業法施行規則第13条の14第2項において以下のとおり定められています。
 - ① 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延または資機材の高騰であって、天災その他不可抗力により生じるもの
 - ② 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰であって、天災その他不可抗力により生じるもの

6. 添付資料

- ・ おそれ情報の通知書（様式）

7. 国土交通省ホームページ掲載箇所

- ・ https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00033.html

8. 福岡市ホームページ掲載箇所

- ・ 福岡市ホーム > 創業・産業・ビジネス > 公共工事・技術情報 > 公共工事の技術情報 > 参考様式ダウンロード（土木工事）
- ・ 福岡市ホーム > 創業・産業・ビジネス > 公共工事・技術情報 > 公共工事の技術情報 > 建築工事施工の手引き 個別様式集



【問い合わせ】

財政局技術監理部技術監理課

TEL : 092-711-4844

E-mail : gijutsukanri.FB@city.fukuoka.lg.jp

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地
名称
代表者名

通 知 書

下記のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名:

- ☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

発生するおそれのある事象※(例)国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先:(例)報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

- ☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰
(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

発生するおそれのある事象※(例)〇〇地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先:(例)報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以上

その他連絡事項(空欄可)自由記述:上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等)

(注)

1. 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
2. 本通知書を提出する場合は、落札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から契約締結までに提出するものとする。
3. 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。(一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。)
4. 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等(スライド条項の運用基準等を含む。)に基づき対応を行うものであることに留意すること。
5. 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。